【規程番号　神女大短Ⅱ－001】

神戸女子大学・神戸女子短期大学副学長規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 40 条第２項及び神戸女子短期大学学則第 34 条の第２項の規定に基づき置かれる副学長の任命及び任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任　務）

第２条　副学長は、学長を補佐し、大学及び短期大学（以下「大学」という。）の運営業務を分担執行するほか、学長の命を受けて校務をつかさどる。

２　副学長は、自ら執行した校務結果等について学長に報告するものとする。なお、報告を受けた学長は、必要に応じて副学長と協議・調整の上、執行内容を変更することができる。

（任　命）

第３条　副学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育・研究活動を適切、効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が部局長等会議の意見を聴き、任命する。

（選考の時期）

第４条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長候補者の選考を行う。

(1) 副学長の任期が満了するとき。

(2) 副学長の辞任の申出を学長が承諾したとき。

(3) 副学長が欠員となったとき。

（任　期）

第５条　副学長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、選考する学長の任期の終期を超えることはできない。

２　第４条第２号又は第３号の規定に該当する場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務分担）

第６条　副学長の職務分担については、学長が定める。

（授業等の担当）

第７条　第２条に定める任務の適切かつ効果的な遂行のため、副学長が担当する授業等については、別に定める。

（補　則）

第８条　この規程に定めるもののほか、副学長に関して必要な事項は、学長が定める。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（その他）

２　昭和 53 年 4 月 1 日制定の神戸女子大学副学長設置規程は、平成 30 年 3 月 31 日付で廃止する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際、現に副学長にある者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

（その他）

3　平成 30 年 4 月 1 日制定の神戸女子大学副学長規程及び神戸女子短期大学副学長規程は、令和 2 年 3 月 31 日付で廃止する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。